

# 町民生活課からのお知らせ

## 『年金生活者等支援臨時福祉給付金について』

国において、低年金受給者への支援のため、本給付金事業が実施されていますので、期間内にお早めにご手続きをお願い致します。

対象となる方は、平成27年度臨時福祉給付金の対象者の内、昭和27年4月2日以前に生まれた方が対象となります。(平成28年度中に65歳以上となる方)

- ・受付期間 4月6日～7月7日
- ・受付会場 役場内・年金生活者等支援臨時福祉給付金窓口 ※新冠町で申請できる方は、平成27年1月1日に新冠町に住民票があった方です。それ以外の方は転入前の住所地で申請となります。

## 『児童扶養手当について』

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定や自立促進に寄与することにより、その家庭の子どもの福祉増進のために支給される手当で、婚姻の解消や配偶者が死亡したことによりひとり親となり、子どもを保護監督する父母などに支給されます。

これまで、遺族年金、障害年金、老齢年金などの公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、現在は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。



詳しくは担当までお問い合わせください。

- 児童扶養手当の月額(平成28年4月～)
  - 子ども1人目：全部支給 42,330円 / 一部支給 42,320円～9,990円
  - ※一部支給の額は所得に応じて決定されます。
  - 子ども2人目：5,000円
  - 子ども3人以上：1人つき3,000円

## 『特別児童扶養手当について』

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

20歳未満で、精神又は身体に障害を有する児童を家庭で保護監督、養育している父母などが支給対象となります。また、他に所得要件などもありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

- 特別児童扶養手当の月額
  - 1級：51,500円 / 2級：34,300円
  - ※障害の状況に応じて1級か2級に区分されます。

## 『資源ごみの排出方法の変更について』

現在少量の資源ごみの排出時にコンビニなどの半透明の袋の使用を認めてきましたが、平成28年7月1日よりコンビニ袋の利用ができなくなりますので、お知らせします。少量資源ごみの排出には、6月下旬から販売する『資源ごみの小サイズ』をご利用ください。種類価格など：資源ごみ袋(小20ℓ・10枚入)60円



## 『スプレー缶の排出方法について』

近年、家庭においてスプレー缶などの穴あけ時における火災が発生していることから、町では、穴あけをしなくてもよいこととしましたのでお知らせします。また、従来通り「燃やせないごみ袋」を使用してください。



スプレー缶は  
そのまま  
捨ててOK!

## 『国民年金保険料学生納付特例制度について』

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなっており、この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができますので、詳しくはお問い合わせください。

### ●納付猶予について

猶予期間については、年金を受給するのに必要な受給資格(納付期間)へ反映されますが、年金額へは反映されません。猶予期間の納付を希望される場合は、役場窓口にて手続きください。

### ●必要な添付書類

- ・学生証の写し(両面)
- ・または在学証明書原本(学校名、在学期間がわかるもの)など



### ●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ ☎0146・47・2112

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

## 子育て支援センターからのご案内

子育て支援センターは、町内在住の乳幼児と保護者が気軽に利用できる地域の子育て応援施設です。

子育てに悩んだ時、ストレスを感じた時、親子でお友達を作りたい時など様々な用途で利用ができますので、まだ利用したことが無い方もまずは一度遊びに来てください。

また、一時保育も実施しておりますので、利用を希望される方は、利用方法などについて事前にお問い合わせください。

- ◆開館日 月曜日～土曜日  
午前9時～正午 午後1時～5時
- ◆休館日 日曜・祝日・年末年始
- ◆利用料 保護者とお子さんで利用する場合は無料。一時保育は利用料が必要となります。

なお、月に数回、子育て支援事業を行っており、一般利用は午後からのみとさせていただいておりますので、ご了承ください。



最近はお父さんの利用も増えていきます。ご家庭とは違う環境で遊ぶことで子どもにも良い刺激になると思います。気軽に遊びに来てください。

- 問い合わせ先  
子育て支援センター(認定こどもド・レ・ミ園内)  
☎0146・47・4525

## 保健福祉課からのお知らせ

40歳以上の方へ!

### 特定健診受診券の送付について

特定健診はメタボリックシンドロームに着目し、糖尿病などの生活習慣病を予防するための健診です。

町では、毎年、特定健康診査対象の方に、「特定健康診査受診券」を送付しています。

「特定健康診査受診券」は保健センターで行う集団健診または指定する医療機関で利用することができ、利用期限は平成29年3月末です。受診券を利用することで、町の助成を受けられるため、通常よりも安く健診を受けることができますので、是非ご利用ください。

- ◆特定健診受診券送付対象者
  - ・40～74歳の国民健康保険加入者
  - ・後期高齢者医療制度加入者
  - ・40歳以上の生活保護受給者

- ※上記以外の方は、加入する社会保険に確認ください。
- ◆送付時期 平成28年5月末を予定しています。
- ※医療機関などの詳細は、改めて周知いたします。



がん検診・肝炎ウイルス検査の

### 無料クーポン券の送付について

がんは、昭和56年より日本人の死亡原因の第1位で、平成26年には、年間37万人が亡くなっています。がんの診断や治療法は急速に進歩しており、早期に発見して適切な治療を受ければ完治もできることから、定期的に検診を受けることが非常に重要です。

今後、町では対象者にがん検診・肝炎ウイルス検査の無料クーポン券を送付しますので、保健センターで行う集団検診または指定する医療機関でご利用ください。ぜひ、この機会に受診してください!

- ◆無料クーポン券送付対象者
  - ・乳がん検診・大腸がん検診：対象：4月1日時点で40・45・50・55・60歳の方
  - ・子宮がん検診：対象：4月1日時点で20・25・30・35・40歳の方
  - ・肝炎ウイルス検査：対象：平成28年度内に40・45・50・55・60・65・70・75歳に達する方で、過去に町が実施する肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
- ◆送付時期 平成28年5月末を予定しています。
- ◆使用期限 平成29年3月末まで。

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ健康推進係 ☎0146・47・2113